

平成23年度第1回足利市入札適正化委員会における
意見に対する検討結果について

平成23年8月22日

平成23年7月7日開催の平成23年度第1回足利市入札適正化委員会における、「予定価格の公表時期を事前から事後に変更するよう検討されたい」との意見について、検討した結果、次のとおり対応することとした。

1 予定価格の事後公表について

平成10年頃、全国的な規模で官製談合等の事件が発生したことから、本市においても、入札の透明性の確保とともに予定価格漏えいのリスクを解消するため、平成12年度から予定価格の事前公表を開始した。

一方、平成22年6月からは、入札参加業者の積算能力の向上を図るため、5千万円以上の予定価格案件について試行として事後公表を開始した。

そのような中で、現状では落札率の高止まりなど、事前公表による弊害は生じていないと判断し、今年度の本市における入札・契約の状況や近隣自治体の運用状況などを検証し、次年度以降の予定価格の事後公表（試行）について、対象範囲の見直しも含めて検討する。

2 開札状況が不自然な場合の手続きの整備について

開札状況が不自然な場合に、不正行為がないか検証するための手続きを整備する。

当面は、足利市契約規則第11条に基づき入札執行の延期等を行い、足利市談合情報対応事務処理要領の手続きを準用して対応する。

※ 予定価格の事前公表の理由

本市では、予定価格の漏えいの防止、入札契約に係る透明性の確保を図るため、一部を除き、原則として予定価格を事前公表としています。